

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 9 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500456号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500082号

第1 結論

請求者のA社における平成20年9月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年9月から平成21年8月までの標準報酬月額を26万円から32万円とし、平成21年9月から平成22年10月までの標準報酬月額を26万円から30万円とし、平成22年11月から平成23年8月までの標準報酬月額を26万円から32万円とする。

平成20年9月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年9月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年9月1日から平成23年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の報酬月額を誤った金額で届けられていたが、平成27年3月に訂正届が提出された。しかし、厚生年金保険の記録では訂正後の標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。実際の報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間の源泉徴収簿及び給料台帳により、請求者は、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の源泉徴収簿及び給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年9月から平成21年8月までは32万円、平成21年9月から平成22年10月までは30万円、平成22年11月から平成23年8月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し誤った内容で提出し、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 20 年 9 月から平成 23 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500464号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500083号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年1月31日は23万円、平成23年7月31日は26万円、平成24年1月31日及び同年7月31日は23万円、平成25年1月31日は22万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年1月31日、同年7月31日、平成24年1月31日、同年7月31日及び平成25年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年1月31日
② 平成23年7月31日
③ 平成24年1月31日
④ 平成24年7月31日
⑤ 平成25年1月31日

A社から、請求期間①から⑤までの期間に賞与が支給されていた。

しかし、同社は、届出事実の発生日から2年以内に賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料を控除されていたことは事実なので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成23年1月31日に23万円、平成23年7月31日に26万円、平成24年1月31日及び同年7月31日に23万円、平成25年1月31日に22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成23年1月31日は23万円、平成23年7月31日は26万円、平成24年1月31日及び同年7月31日は23万円、

平成 25 年 1 月 31 日は 22 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500435号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500029号

第1 結論

昭和49年4月から昭和55年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和55年5月まで
昭和49年4月から昭和55年5月までの期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び請求者の妻の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和55年8月27日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、請求者が請求期間以前から居住しているA市において昭和55年7月5日に作成された国民年金被保険者名簿においても、国民年金の任意加入被保険者として昭和55年6月28日に新規に資格を取得している記録が確認できる。

また、請求者の妻は、請求期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間は厚生年金保険の被保険者であり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和49年7月時点で、老齢年金受給資格要件である期間を満たしているため、配偶者である請求者が、請求期間当時、国民年金に加入する場合は任意加入の手続きを行う必要があるが、前述のとおり、請求者夫婦の記号番号は、昭和55年8月27日に払い出されており、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を遡って納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500436号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500030号

第1 結論

昭和49年7月から昭和55年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年7月から昭和55年5月まで
昭和49年7月から昭和55年5月までの期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び請求者の夫の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和55年8月27日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、請求者が請求期間以前から居住しているA市において昭和55年7月5日に作成された国民年金被保険者名簿においても、国民年金の任意加入被保険者として昭和55年6月28日に新規に資格を取得している記録が確認できる。

また、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和49年7月時点で、老齢年金受給資格要件である期間を満たしているため、請求者が、請求期間当時、国民年金に加入する場合は任意加入の手続を行う必要があるが、前述のとおり、請求者夫婦の記号番号は、昭和55年8月27日に払い出されており、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を遡って納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500469 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1500031 号

第 1 結論

平成 19 年 7 月から平成 21 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月から平成 21 年 6 月まで

私たち夫婦は生活が苦しかったので、国民年金保険料の免除申請を行っていた。亡くなった夫が手続してくれていたのが詳細については分からないが、請求期間についても免除申請手続を行ったはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 24 か月と比較的短期間であり、請求期間前後の平成 16 年 10 月から平成 19 年 6 月までの期間及び平成 21 年 7 月から平成 23 年 12 月までの期間は申請免除期間である。

しかしながら、「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取り扱いについて (通知)」（平成 17 年 7 月 1 日庁保発第 0701001 号）によると、請求期間より前の平成 17 年 7 月 1 日からは、翌年度以降引き続き免除申請することを本人があらかじめ申し出た場合、翌年度以降の免除申請書の提出を省略する取扱い（以下「継続免除」という。）であったところ、請求者に係る平成 18 年度免除申請書から、請求者は請求期間以降についても継続免除を希望していたことが確認できるが、請求期間のうち平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月までの期間については、当時請求者が居住していた A 市の資料により、平成 18 年の請求者の夫の所得は免除所得基準額を上回っていることが確認できることから、承認審査の結果、免除申請は却下されたものと推認できる。

また、請求期間のうち平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月までの期間については、請求者の夫は申請免除期間となっており、A 市の免除申請受付記録には、当該期間に係る夫の免除申請書の受付窓口、免除申請日、受理日、社会保険事務所（当時）への送付日が記録されているものの、請求者に係るこれらの記録は確認できず、同市を管轄する B 年金事務所も、当該期間の夫の免除申請書は保管されているが、請求者の免除申請書については見当たらないとしている上、請求期間直前の平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月までの期間の請求者と夫の免除申請日は異なっていること、請求期間直後の平成 21 年 7 月から平成 22 年 6 月までについては、請求者は申請免除期間となっているが、夫は未納と記録されていることなどから、夫が請求者の申請免除手続を併せて行っていたと推認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500480号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500032号

第1 結論

昭和57年5月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年5月から昭和60年9月まで
私の妻は、結婚した昭和57年に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は口座振替で納付した。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、オンライン記録における請求者に係る国民年金被保険者の資格取得の処理日から昭和62年8月頃に払い出されたと推認でき、結婚した昭和57年に妻が請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求内容と符合しない。

また、請求者が提出した昭和57年分及び昭和58年分並びに昭和60年分から昭和63年分までの確定申告書(控)では、請求者が結婚した昭和57年分から昭和61年分まで(昭和59年分を除く)の社会保険料控除欄の国民年金保険料額は一人分のみの金額が記載され、上記記号番号が払い出された昭和62年分以降は二人分の国民年金保険料額が記載されていることが確認できる。請求者の妻においては、昭和56年4月以降の国民年金保険料が納付済みとなっている上、昭和57年分の確定申告書から配偶者控除の対象となっていることから、請求者は、結婚した昭和57年から妻の国民年金保険料を控除申告したものと考えられ、前述の一人分のみの金額が記載されている国民年金保険料額は、妻のものであるとするのが相当である。

さらに、請求者が口座振替をしていたとする預金口座の昭和57年5月から昭和62年12月までの期間の入出金明細記録においても、昭和58年6月から昭和62年11月までの期間、一人分の国民年金保険料が振替納付され、昭和62年12月に二人分の国民年金保険料が振替納付されていることが確認できるが、上記確定申告書の記載内容を踏まえると昭和58年6月から昭和62年11月までの一人分の国民年金保険料の振替納付も妻に係るものであると考えられる。

加えて、請求者は、現在所持するもの以外の年金手帳を所持したことはないと陳述している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも別の記号番号は見当たらないなど、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500481号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500033号

第1 結論

昭和49年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年*月から昭和56年3月まで

私は20歳の頃に、亡くなった父から、「大学を卒業するまでは国民年金保険料を払ってやる。」と言われた記憶があるので、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであり、大学を卒業するまでは父が保険料を納付してくれたはずである。大学を卒業してからは私が保険料を納付した。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が、請求者が20歳であった昭和49年*月頃に国民年金の加入手続を行ってくれたと陳述しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和56年7月頃に払い出されたことが確認できる。

また、住民票によれば、請求者は請求期間以前から同一市内に居住しており、上記記号番号のほかに別の記号番号が払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも別の記号番号は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500474号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500084号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

また、請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成4年11月30日から同年12月1日まで
②平成8年1月31日から同年2月1日まで

請求期間①に勤務したA社及び請求期間②に勤務したB社とも、月末付で退職しており、請求期間①及び請求期間②も厚生年金保険に加入していたはずなので、年金記録を調査し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録により、請求者のA社における離職日は平成4年11月30日となっていることから、請求者が請求期間①に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本で確認できる代表取締役は既に死亡している上、同社の取締役任に照会を行ったものの回答を得られないことから、請求者の請求期間①に係る保険料控除を確認することができない。

また、請求者から提出された請求者に係る「平成4年度国民年金印紙代金(国民年金保険料)納入通知書」からは請求期間①に厚生年金保険に加入していたことまでは確認できず、同様に提出された請求者に係る金融機関の普通預金通帳の写しからは、請求期間①の保険料控除を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、雇用保険の記録により、請求者のB社における離職日は平成8年1月31日となっていることから、請求者が請求期間②に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の社会保険関係書類を引き継いだC社から提出された請求者に係る退職済社員一覧表及び健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書において、請求者の退職日は

平成8年1月30日と記載されているところ、同社は、当該一覧表及び通知書における退職日が平成8年1月30日となっていることから、請求期間②に係る保険料は控除していない旨回答している。

さらに、C社が保有する請求者に係る平成8年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の額は、請求者のオンライン記録に基づく1か月分の保険料とほぼ同額であるところ、同社は、B社の保険料は翌月控除であり、当該保険料は平成7年12月分である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。